

**(独) 産業技術総合研究所業務継続計画  
～大規模地震への対応を中心として～  
(概要)**

平成23年10月6日

改定 平成24年5月10日



独立行政法人  
**産業技術総合研究所**

## 1. 業務継続計画（BCP）の位置付けと基本方針

### 災害時における対策・行動の基本規程類

- ・ 防災業務実施規程
  - ・ 中央災害対策本部業務マニュアル
  - ・ つくばセンター防災業務（対応）マニュアル
- 役職員の人命確保と二次災害防止などを規定

### 業務継続のための計画：BCP

→ 特定の災害と被害の想定下、優先業務の継続・復旧のための取り組みを規定

防災マニュアル：災害時における役職員の人命確保と二次災害防止のための対策・行動について定める

役職員等の人命確保

二次災害防止

防災体制（指揮命令系統）

役職員等の行動

防災活動

+

BCP：地震時における優先業務復旧のための対策・行動について定める

特定の災害（地震）

被害想定

優先業務

業務復旧計画

指揮命令系統

役職員の行動

防災対策

### BCPの基本方針

大規模地震などの災害時において、二次被害を防止し、職員及び近隣住民の安全を確保するとともに、法定業務等の国民生活に大きな影響を与える業務の継続又は早期復旧を図るために必要な取り組みを定める。

## 2. 災害・被害想定

### 想定災害

つくば地域の震度6強の地震

### 被害想定

産総研つくばセンターが被災

耐震改修済みの建物は被害軽微（未改修の建物も被害軽微と仮定）

交通 一般道：1週間程度は渋滞発生

鉄道：3日間運休

ライフライン 電力：3日（各事業所内は概ね1週間後）程度で復旧

電話：使用可能だが1週間程度はつながりにくい

上下水道：3日（産総研内の研究廃水は1～3ヶ月）程度で復旧

参集可能人員：十分な人数の参集要員が確保可能

### 3. 継続すべき業務

#### 災害対策業務（防災マニュアル等で定める）

災害対策本部の設置や二次被害を最小化するための防火・防災に関わる業務等

#### 優先業務（本BCPで定める）

産総研で通常行っている業務のうち、災害時に於いても継続又は早期の再開が真に必要な業務。

基本方針に基づき以下のA～Dの観点で抽出、影響評価により決定。

- A 産総研の業務とされている法定業務等
  - ・ 適正な計量に係る業務 (計量標準総合センター)
  - ・ 計量教習業務 ( " )
  - ・ 地下水等観測及び観測データ提供業務 (活断層・地震研究センター)
- B 産業及び経済活動の継続に大きな影響を与える業務
  - ・ 標準物質の供給業務 (計量標準総合センター)
- C 産総研の信頼を大きく失墜する可能性のある業務
  - ・ 緊急を要する対外的な支払業務 (財務部)
  - ・ HP等による産総研の事故状況発信 (情報環境基盤部、広報部)
  - ・ 寄託生物の管理に係わる業務の継続支援 (つくば中央第6事業所 管理監)
- D 災害対策業務やA～Cの優先業務を支える基盤となる業務
  - ・ 所内ネットワークの提供 (情報環境基盤部)
  - ・ イントラ業務システムの提供 ( " )
  - ・ 電話システムの提供 ( " )
  - ・ 継続する優先業務のための電源供給 (環境安全管理部)
  - ・ 早期復旧させる優先業務のための電源復旧 ( " )
  - ・ 上水供給業務 ( " )
  - ・ 継続する優先業務のための廃水処理に係わる業務 ( " )

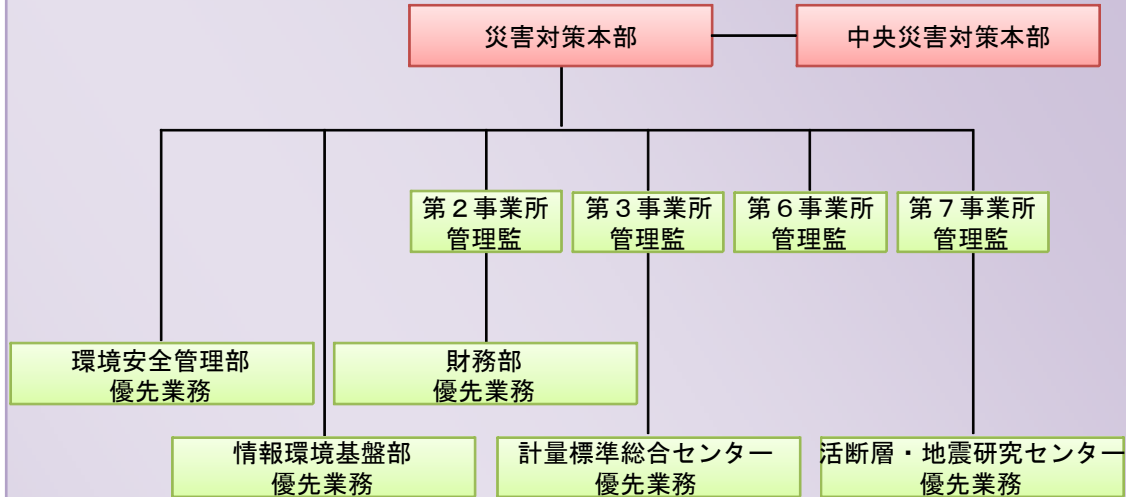
#### その他の研究開発のためのリソースの保全

災害時には、人的資源、実験装置などの設備、および創成された実験データなどを含む知的財産物などのリソースの保全が重要である。これらは、別途定めた、防災マニュアル等や情報セキュリティポリシー、個別に作成したマニュアル等に基づき、日常的な対策を図る。

#### 4. 業務継続のための執務体制

##### 災害時の指揮命令系統

優先業務を掌握する部門等と災害対策本部との関係は以下の通り。



##### 優先業務の権限委任（指揮命令系統）

優先業務を掌握する部門等ごとに意思決定を行う責任者に関する権限委任を予め設定。

##### 優先業務を実施する参集要員の指定

優先業務を掌握する部門等ごとに参集要員及び参集指示の方法を予め指定。

#### 5. 業務継続のための執務環境の確保

##### ○庁舎への立入

災害対策本部又は管理監の指示に従い入館・入室。

##### ○電力供給

電力供給途絶の場合は、非常用設備（消防用設備等）及び一部の研究施設には非常用発電機から電力が供給。

##### ○排水機能

研究廃水処理施設・排水管の健全性が確認されるまで、研究廃水・冷却水廃水の排水を中止。

##### ○備蓄

帰宅困難者及び災害対策本部員の3日分を目途に必要な物資（非常用食糧、飲料水、簡易・仮設トイレ等）を備蓄。

## 6. 優先業務継続のための対策

### 計量標準総合センター（計量標準管理センター）

国家計量標準機関として、計量法等で定める業務を実施

○適正な計量に係る業務

（型式承認試験、基準器検査、特定標準器による校正、関連する試験・校正）

○計量教習業務

○標準物質の供給業務

- 適正な計量に係る業務は、事前の耐震・防災対策等により、1～6ヶ月後の業務再開を目指す。また、利用者に不利益が生じないように、適時主務官庁と協議を行う。
- 計量教習業務は、復旧目標を1～3ヶ月。必要に応じ実習等の教習内容の代替措置を検討。
- 標準物質の供給業務は、保管設備の耐震・防災対策等により、3ヶ月後の頒布再開を目指す。

※第三期中期目標期間中に、計量教習業務の実施においては、被災後の会場と講師の確保の手順を取り決めるとともに、機器・設備等を必要とする実習の代替措置（ビデオ教材の準備、見学など）の準備を行うことで、復旧目標を1ヶ月とする。

※第三期中期目標期間中に、標準物質の供給業務においては、冷蔵冷凍設備を始めとする保管設備の整備と保管状態の改善を行うことで、復旧目標を1ヶ月とする。

### 活断層・地震研究センター

大規模地震対策特別措置法等に基づき、東海地震予知のために地下水等の観測データを常時収集し、気象庁に提供

○地下水等観測および観測データ提供業務

- 各観測点と産総研及び気象庁を結ぶ通信回線の確認、地下水等観測データ処理システムの確保により、業務を継続

※平成24年度末に、気象庁とともに決定した仕様に基づくバックアップシステムを関西センターに構築し稼働する。

### 総務本部 財務部

全産総研における、契約相手方との契約行為に基づき、確実な履行確認及び検収のもとに発生する対外的な支払い業務を実施

○緊急を要する対外的な支払業務

- 緊急を要する対外的な支払いは、1週間後を目処に開始
- 通常業務への復旧は1ヶ月後
- 地域センターで対応可能なものは、地域センターで業務を実施

※情報環境基盤部が管理する財務会計システム等業務システムの小規模バックアップ施設導入にあわせ、対外的支払い業務の目標復旧時間を2週間程度まで短くする。

### 研究環境安全本部 情報環境基盤部（広報部）

情報インフラとなるネットワークの構築・管理・維持、情報セキュリティの保持、基幹業務システムの構築・管理・支援及び情報の発信を実施

○HP等による産総研の事故状況発信（コンテンツは広報部）

○所内ネットワークの提供

○イントラ業務システムの提供

○電話システムの提供

- 産総研の被災状況や復旧状況等について、少なくとも一週間後にはHP等による外部発信を開始
- 電力供給が途絶した場合には、非常用電源が稼働中にイントラシステムを安定に停止
- 情報システム（所内ネットワーク、イントラ業務システム）の提供を可能な限り早期（一週間後）に再開
- 電話システムの提供は、可能な限り継続

※平成24年度第3四半期に、公式Webサイトをクラウド化し災害による影響を受けないようにする。

※第三期中期目標期間中に、関西センターにイントラ等の小規模バックアップ設備を導入する。

#### 研究環境安全本部 環境安全管理部

電源供給・上下水道など、全般の業務に関わるインフラ整備を実施

- 継続する優先業務のための電源供給
- 早期復旧させる優先業務のための電源復旧
- 上水供給業務
- 継続する優先業務の廃水処理に係わる業務

- 継続を要する優先業務のための電源供給は、自家発電等で可能な限り継続
- 早期に復旧させる優先業務のための電源復旧は、1週間後を目処に供給を開始
- 研究排水は、公共の上下水道の復旧後、継続する優先業務にかかわる配管等を重点的に復旧することで1ヶ月後の復旧を目指す

※平成24年度中に、電源供給を途絶できない優先業務に購入した個別の発電機について、燃料保管庫を設置し、常時使用可能な状態とする。

#### 7. 訓練及び計画の見直し

教育・訓練や計画の実行を通じて、問題点を洗い出し、是正するところを改善し、計画を更新する。また、必要に応じて優先業務の見直しを行う。